(公益財団法人 大倉精神文化研究所)『大 倉 山 論 集』 第 六 十 四 輯 抜 刷平成三十年(二〇一八)三月二十六日発行

江戸山の手の質屋伊勢屋長兵衛と幕府・大名

―用立・饗応・勝手向奉公―

崎

岡

寛

徳

江戸山の手の質屋伊勢屋長兵衛と幕府・大名

―用立・饗応・勝手向奉公―

岡

崎 寛

徳

はじめに

目 次

二 幕府御用金 名代の質屋

(一) 減額・延納の歎願

(二) 茶屋初音・浮橋・池の尾

三 川越藩松平直克

(一) 御用達

(二) 深川平清·赤坂岩槻屋

兀

守山藩松平頼升

(一) 勝手向奉公

(二) 秘蔵の脇指拝領

Ŧi. 吉田藩松平信古

(一) 御館入

(二) 王子海老屋と浅草芝居

おわりに―旗本久世・山口・大久保―

キーワード

小日向三軒町 用立 御下戻 御目見 献納

1

はじめに

記」)。慶応元年(一八六五)七~十二月、同二年七月~十二月、同三年一~六月、同七~十二月の四冊で、 慶応元乙丑年 公益財団法人大倉精神文化研究所所蔵「金沢甚衛旧蔵資料」に、伊勢屋長兵衛方で記された日記がある 日記 二番」といった小口書があり、前後の記録も存在していたことは間違いない。 (以下一日 それぞれ

が見られる。伊勢屋長兵衛は小日向三軒町の家持で、質屋を経営し、木平姓であることが判明する. また、本文中に「小日向三軒町 質屋 長兵衛」「小日向三軒町 家持 伊勢屋長兵衛」「木平長兵衛」などの記述

極めて重要な用件も記されているので、 新造様」など当主の家族には敬称を付けている。すなわち、 この「日記」の記録者は長兵衛本人ではない。当主を示す「旦那様」の動向が随所に記され、「御隠居様」や「御 番頭・手代クラスの記録と理解しておきたい (筆跡は複数)。 伊勢屋の奉公人が書き留めたものとすることができる。

の史料があり、 については、 馬町の馬込家文書が著名である。また、日本橋駿河町の三井越後屋や日本橋通一丁目の白木屋といった大店の呉服商 江戸町方史料の中で、 現存史料が多く、最も研究が進んでいる。 やはり注目されてきた地域といえよう。 町名主の記録としては、南伝馬町の高野新右衛門や神田雉子町の斎藤月岑による日記 深川地域の場合は、 町名主の熊井理左衛門、 材木町 や猟師 町

伊勢屋長兵衛のことは、これまで全く知られていなかったわけではない。嘉永七年(一八五四)に幕府へ千三百両 方、ここで取り上げる伊勢屋長兵衛は江戸の小日向、 町名主でも大呉服商でもない、 質屋の奉公人によるもので、「日記」は業務の雑記留という特徴を有している。 r V わゆる「山の手」地域の町人である。 日本橋や深川では

の御用金を上納していた記録があり、川越の豪商横田家の史料にもその名が見られる。

る。 名・旗本の家格や役職によって相手が限定されているわけではなく、幅広い諸家との金銭貸借関係を見ることができ を中心に検討していくこととする。三井家は幕府の要職についていた大名との関係が見られるが、伊勢屋の場合は大 行動をとっていたのかを見ていきたい。ただし、「日記」は多彩な内容を含んでいるので、幕府や大名三家との関係 戸質屋の実態が見えてくる。慶応期における小日向三軒町の伊勢屋長兵衛は、どのような人々を相手に、どのような これに対して、本稿で紹介する「日記」からは、幕府や複数の大名・旗本に関する御用を同時につとめるなど、江

以下、 店としての動向については伊勢屋、当主個人については長兵衛と記す。

一名代の質屋

には長兵衛が「同人所持町屋鋪」に近い除地を買い受けたという。同町は極めて小さな区域であり、 「草創人長兵衛」の末裔と推定される。 小日向三軒町は万治年間に「草創人長兵衛」ら三人の家作願いが許されたことに始まり、文化十四年(一八一七) 伊勢屋長兵衛は

では、いつ頃から伊勢屋は質屋の経営を始めたのだろうか。

冒頭には、「君は先代長兵衛氏の長男にして安政三年七月現住地に生る祖先は伊勢国より出で五代より質商を営み而 されたものである。その中に、「小石川区小日向三軒町二番地 明治四十年(一九〇七)に刊行された『京浜実業家名鑑』は、東京や横浜の実業家について、経歴や人物像が列記 故木平長兵衛君」も顔写真付きで紹介されている。

江戸山の手の質屋伊勢屋長兵衛と幕府・大名

(岡崎

代目長兵衛は、安政三年(一八五六)に小日向三軒町で誕生したという。 して君は其八代に当る」とある。 先祖は伊勢国出身で、 五代目が質屋を開業し、 明治四十年には故人となっていた八

死した「亡父長兵衛」は七代目ということになる。 には、「祖父昌兵衛」「亡父長兵衛」「父儀不斗死去」と記されている(後掲【史料11】)。「祖父昌兵衛」は六代目、急 幼年」とあり、数え年十歳という年齢に相応する。また、慶応三年三月十九日の「日記」に書き写された「口上覚」 慶応期の「日記」に登場する「旦那様」は、この八代目と考えられる。 慶応元年十一月十五日の「日記」には

は六代目と推定される また、文化十年十一月二十九日、 伊勢屋長兵衛は幕府へ御用金五十両を上納している。 (20) この長兵衛は五代目もしく

筆からは、 近比の分限なり」で始まる、 加藤曳尾庵の随筆「我衣」には、「川越いせやに騒動あり。 板橋宿での出来事を書き留めた加藤が誤認したと思われるが、これも五代目か六代目のことであろう。 質屋 ・両替商を営む伊勢屋長兵衛を、「近比の分限」と認識していた点が注目に値する 文政五年(一八二二)五月二十二日の記録がある。 其訳は、 小石川御箪笥町の伊勢や長兵衛質両替見せ、 小石川御箪笥町と小日向 -町は隣

伊勢屋は伝通院前を含む複数の土地を所持していた。「山の手」の著名な質屋に成長していたのである. 公していたが、そこは 内田魯庵の 回顧録によると、 「山の手切つての名代の質商」であったと述べている。詳しくは別稿で述べることとしたいが 伊藤八兵衛・淡島椿岳の兄弟が若い頃、「小石川は伝通院前の伊勢長」で奉

冒頭に記した、 上納時は「伊勢屋昌兵衛」を名乗っている。その昌兵衛改名は嘉永五年九月十日で、上納を命じられた際 「伊勢屋昌兵衛」と記されている。この時に千三百両以上を上納した者は限られており、 **嘉永七年に御用金千三百両を上納したのは、六代目で間違いない。六代目も当初は** 伊勢屋はそれに 長

江戸山の手の質屋伊勢屋長兵衛と幕府・大名

応えられる財力を持っていると認識されていたのであろう。

わたり営んできた両替商を廃業した理由は定かでないが、上納金が賦課された二ヶ月後であり、その影響を受けての ところが嘉永七年八月、六代目は有していた両替商の株 (「御天秤」) を赤坂町の川村屋清兵衛に譲渡した。

ことかもしれない。

ている。これは八代目の家督相続挨拶と思われ、その少し前に代替わりしたのであろう。 元年七月九日の「日記」によると、横浜港から江戸へ戻った親戚町人の木平譲輔に対し、「御家督御弘メ」が行われ 次の七代目長兵衛が、当主であった期間は数年だったようである。六代目の活動は安政七年まで確認できる。 (ト)

そして、「御幼年」の八代目が、慶応元年頃に跡を継いだのである。 質屋は五代目が開業し、六代目が両替商として発展(のちに株譲渡)させるものの、七代目は若くして急死した。

幕府御用金

減額・延納の歎願

三百両の上納を経験していた。しかし、今回賦課されたのは一万両という超高額であった。 ことが、それを反映している。伊勢屋の御用金上納は初めてではなく、前述の通り文化十年に五十両、 慶応元年当時、伊勢屋にとって最大の課題は、幕府御用金への対応であった。「日記」に関連記事の頻出している 嘉永七年に千

現存の「日記」が慶応元年七月以降のため、それ以前の詳細はわからないが、慶応元年七月二十七日を掲示しよう。

去ル五月中

主

|殿江右下書持参致候処、世話懸之方江御申通之上御挨拶可被成筈|

至極仕候、 共御聞済無御 進発被遊候二付而者、 仍而上納金壱万両御受奉申上候内、 座 無余儀御請仕、 莫太之御入用筋ニ付、 同閏五月廿日右金高之内金三千両上納仕候処、 南 金五千両御減御聞済之儀、 御番所ら御用金壱万両上納可仕旨被仰渡、 町年寄御役所江歎願仕度旨相認 当節之場合何分出来兼、 御減方歎願仕候得 当名

により、 額を歎願するが、 文中の 「御進発」は、 御番所」すなわち江戸の南町奉行所は、 聞き届けてもらえず、仕方なく閏五月二十日に三千両のみ分納したという。 第二次長州戦争による将軍家茂の上洛・進軍を指す。それに莫大な費用がかかるという理 伊勢屋に一万両の御用金上納を命じたのである。 伊勢屋は減

を行っている いと歎願する。 しかし、 伊勢屋は減額交渉を断念していない。今は融通ができず「当惑至極」であるため、 歎願先は江戸の町年寄で、 まず町名主飯塚三四郎に下書を提出し、世話掛名主嶋田左内を通じて上申 五千両に減らしてほし

八月十八日、 伊勢屋は町年寄役所へ歎願書を提出したが、 一度請けた以上、 今更減額は難しいという返答で、 歎願

書は差し戻されてしまう。

返答は、 諦めない伊勢屋は、 減額は叶わないが、 町名主飯塚三四郎と世話掛名主嶋田左内の添え書きを得て、 延納願いは通るだろうということであった。 再び町年寄役所へ歎 願する。

年寄役所へ提出するようにというものであった。 久間弥太吉 九月十二日、 (長敬) 今度は南町奉行所へ歎願書を持参した。 へ相談するようにと指示している。 応対した町与力の仁杉は、 伊勢屋は二日後に呼び出しを受けるが、 同じく町与力の中 町与力側 亩 郷 0) 左 回答は町 佐

そして、減額が困難と判断した伊勢屋は、延納を交渉していく。九月二十一日が千五百両の上納期日であったが、

翌年四月までの猶予を願い出る。

史料2

Ŀ ニ茂相成候間、 昨夜御配符至来、 猶去ル廿一日千五百両上納可致之処、差向行届兼、来月廿一日迄日延相願候得共、外ニ子細茂不相聞、 一納可致、 右者町御奉行所御差図よつて御申渡之趣被 容易二御聞済難相成候得共、金高之義ニも有之、来月十一日迄御猶予被成下候間、 御役所江世話掛り名主一同罷出候処、 仰渡候ニ付、依之御請印形仕候、 当五月中御用金壱万両内、三千両閏五月廿 右日限無相違 七五郎 日相納

名主代 清助

世話懸り名主

伝えられているが、延納許可は町奉行所からの指示であった。 高いので、十月十一日までの猶予を認めるとの回答を受けた。伊勢屋奉公人の七五郎らは、これを町年寄の樽役所で 九月二十五日の【史料2】によると、延納は他にも影響を及ぼすことになり、容易に聞き届けられないが、 金額も

通じて、町年寄役所あるいは町奉行所へ歎願したのである。 決して伊勢屋は上納を快諾したわけではなく、減額や延納を繰り返し求めた。その際には、 町名主や世話掛名主を

(二) 茶屋初音・浮橋・池の尾

伊勢屋は慶応元年十月十一日の上納期日を守っている。【史料3】はその直前、 同月八日の「日記」である。

(史料3)

江戸山の手の質屋伊勢屋長兵衛と幕府・大名

御用金御請高之内、 来ル十一日納分金千五百両者、 何金二而相納候歟金色附相認、 右世話懸り江差出候、 世話懸り嶋田左内殿江 尤明朝初音与申茶屋江印 可差出

形持参可致旨、是申越候二付承知、

日」すなわち十月十一日とされた。

たしかに伊勢屋は印形を持参しているが、「日記」には嶋田左内のところへ出向いたとある。その際、 千五百両を「弐分判」で上納することと、 明日「初音与申茶屋」に印形を持参することが定められている。 調印は 翌九日

である。 る。これは、【史料3】の「弐分判」への両替ではないかと思われる。中井新右衛門は日本橋金吹町の両替商播磨屋 されている。 上納の前日、十月十日には「明十一日上納金千五百両、中井新右衛門殿江七五郎持参改包替、七ツ時頃帰候」と記 伊勢屋に奉公する七五郎が、 上納金を中井新右衛門のところに持参し、そこで「改包替」が行われてい

そして十月十一日、 伊勢屋は約束通り、 千五百両を南町奉行所へ持参した。

【史料4】

御用金上納方御日延当日ニ付、南

.番所江金千五百両上納、 且金高御名前帳面江御調印相成候、 佐久間弥太吉様御掛り、 渡辺様浮橋茶亭迄御出、

真七

持人源助

したのは伊勢屋の「渡辺様」という人物 【史料4】のように、伊勢屋は「金高御名前帳面」に調印しており、担当は町与力の佐久間弥太吉であった。 (幼少の長兵衛を支えた後見人)で、そのまま「浮橋茶亭」に出向いた。こ

れは、渡辺が佐久間を「浮橋」で饗応したことを意味すると思われる。

世話掛名主との会合場所として利用されていることがわかる。 世話掛名主嶋田左内は伊勢屋に、明日「初音与申茶亭」へ印形を持参するようにと指示した。引き続き「初音」が、 分納となった御用金であるが、次の期日は十二月二十一日であった。十二月一日、上納方法について相談するため、

翌二日、渡辺が「初音」に出向くと、来年二月までの猶予を願う歎願書を、町年寄役所に提出することが伝えられ

た。その延納願いは通じたようで、伊勢屋は期日の十二月二十一日前後に御用金を上納していない。

慶応二年前半の「日記」が現存しないため、経緯は不明だが、同年七月三日の日記には「御用金皆納」と記されて

おり、伊勢屋は最終的に全額の一万両を納め終えたと考えられる。

その直後、 将軍家茂が大坂で急死する。【史料5】はそれを伝える慶応二年八月二十七日の「日記」である。

[史料5]

一、公方様去ル廿日於大坂表 **薨御被遊候間、** 鳴物其外追而御沙汰御座候迄、 物静可致旨御触来、 町触留有之、

一、一橋中納言様御相続被遊、去ル廿日ゟ

上様与可奉称旨於大坂表被

仰出候御触来、

町触ニ扣有之、

そして、次の二点の史料に見られるように、伊勢屋が納め終えた上納金の一部は「御下戻」となる。

(史料6)

一、去丑年中

御進発二付被 御差紙至来之趣、名主より申越候ニ付、旦那様并七五郎罷出候処、中田郷左衛門様御懸ニ而、 仰付候御用金之内、当寅年分御下戻相成候ニ付、今四ツ時南 御番所江印形持参当人可罷出 御下金相

江戸山の手の質屋伊勢屋長兵衛と幕府・大名

成候二付、 御請証文左之通り、

高金壱万両之内 拾五番組 三四郎幼年二付後見英太郎支配

一、金千両

家持

右者、去丑年中

御進発二付、被

仰付候御用金之内、千両以上之分、当寅年ゟ来ル亥年迄拾ヶ年ニ割合御下戻之内、右寅年分御

小日向三軒町 伊勢屋長兵衛

下ヶ渡相成候ニ付、 慶応二寅年十二月 書面之通割渡相済申候、 右町 為後日請取証文奉差上候、

名主三四郎幼年ニ付 後見

英太郎

仍如件、

世話懸 名主 左内

御 用金千両以上之分

慶応二寅年御下戻金請取帳 拾五番組

帳面雛形写

[史料7]

、御用金壱万両上納之内、当卯年分金千両御下ヶ金相成候ニ付、今正五ツ半南

罷出候処、 御番所江印形持参可罷出旨、 御掛り中田郷左衛門様より拾五番組中当年分御下ヶ金四千弐百弐拾五両御手形御渡し相成候ニ付、 昨朝御達ニ付、 拾五番組中應谷河岸浮橋与申茶屋江出張、 夫より 御当番所江

金子与引替、夫
ら池の尾
与申茶
亭江持参、
於其
席名
主立
会配
分相

三ツ井組役所江支配之内四五人ニ而罷越、

成、当方分金千両無滞請取帰、

名主一統支度其外茶代等者番組 一統江割合ニ相成へく筈ニ付、 当日入用 一切無之、

持人次郎右衛門・瀧蔵貞次郎・文蔵

幕府の倒壊した翌年以降はそれが継続されなかったであろう。 御用金が十年間かけて下げ戻される予定となったことが判明する。また、【史料7】は翌三年十二月一日で、「当卯年 のあることが申し渡され、それを「池の尾与申茶亭」で受け取っている。千両ずつ二年分の下げ戻しが確認できるが 分」の「金千両」が下げ戻されているが、まず「漉谷河岸浮橋与申茶屋」へ出向き、次に南町奉行所で「御下ケ金」 【史料6】は慶応二年十二月二十七日のもので、「当寅年分」として「金千両」が下げ戻しとなった。「御進発」の

これまで掲示した史料から、「初音」「浮橋」「池の尾」という茶屋の利用を見ることができた。

屋」のあったことが記されている。両替町は常盤橋門外で、幕府金座があった場所である。 の茶屋と推察する。「浮橋」は数寄屋河岸に存在していた。数寄屋橋を渡ったところに南町奉行所があり、 い茶屋が選ばれたのであろう。そして「池の尾」は、『江戸の夕栄』という書物に「両替町の池の尾と云ふ待合茶 その内、「初音」については、慶応三年十二月十九日に「市ヶ谷御門外初音」とあるので、市谷亀岡八幡宮あたり 立 一地の良

れ目的に応じた茶屋が用いられていたのである。 地域の会合場所は市谷「初音」、 町奉行所関連では数寄屋河岸「浮橋」、金銭の受取は両替町 「池の尾」と、 それぞ

三 川越藩松平直克

(一) 御用達

る。 伊勢屋が川越藩に大名貸を行っていたことはすでに指摘されているが、 上屋敷のあった地名に因み、 川越藩のことは「溜池御屋敷」とも記されている。 両者の関係は「日記」にも見ることができ

|時の川越藩主松平大和守直克は幕府の政事総裁職をつとめ、元治元年(一八六四)に上洛した。江戸に戻った後

政事総裁職は解かれるが、

翌年に再び上京が命じられる。

が定まり次第に連絡を受ける約束を交わしている。川越藩主の上京は、 御急速御上京 慶応元年十月二十四日の「日記」によると、 が幕府から命じられたという内容である。 川越藩勘定奉行の辻源五郎から書状が届けられた。同月九日に直 その二日後、 伊勢屋にとって重要な関心事であった。 伊勢屋は溜池屋敷に辻を訪 ね 上 京 0 H 克 0

史料 8

柄 御申渡御座候趣、 儀近年御物入多之処、 溜池御屋敷御家来馬渕又六様御入来、右者此程中御重役方ゟ御達被成候義有之候趣之処、右御義者、 四月頃迄ニ而も宜御座候趣、 何共御申聞 兼、 就而者当方江茂、 強而与申御義二者無御座候得共、 尚又今般御上京被蒙 何レ相談之上御答可申上筈、 右振合を以御申渡御座候之処、多分之御用金上納方茂有之、 仰、 多分之御物入御座候二付、 御評儀之上御用立被下候様御頼 渡辺様御逢、 御酒肴御飯出 御勝手御用達 談御座候、 御供江も支度出、 統江御用 当時御幼年之折 尤右者来寅三月 達金可仕旨 大和守様御

御

土産羊羹壱折

鯛壱尾・鯵弐尾至来

てというわけではないものの、評議の上で用立ててくれるようにと依頼している。 勢屋にも振り分けるところだが、「多分之御用金」を幕府へ上納しなければならず、加えて「御幼年」のため、 かかるので、 右の史料は同年十一月十五日、川越藩の馬渕又六が伊勢屋に来た際の記録である。近年出費が多く、上京の費用も 御用達金を「御勝手御用達一統」から調達することになった、と馬渕は述べる。 川越藩側は、 御用達の一人である伊 伊勢屋が多額 の幕府

には上京命令が解除された)。 財政窮乏を理由に五万両の賜与を幕府に懇願するが、拒否され、続いて病気を理由に上京の延期を求めている そして、伊勢屋は三日後の十一月十八日、溜池屋敷の馬渕を訪ね、「金千五百両」を用立てると回答した。 たしかに、川越城から移転予定の前橋城が築城中であるなど、川越藩は出費が嵩む時期であった。そこで、

御用金を抱え、当主長兵衛が「御幼年」という苦況を気遣っているのである。

屋に費用を依頼する川越藩。そうした姿が浮かび上がる。 川越藩への用立てを即決しながら、 幕府上納金の減額や延納を歎願する伊勢屋。 上京延期を幕府に訴えつつ、 伊勢

二) 深川平清・赤坂岩槻屋

かりではない。 伊勢屋は川越藩家臣への接待を度々行っていた。 慶応三年八月五日の「日記」を取り上げる。 小日向三軒町へ来た時には酒や食事を振る舞っているが、それば

史料9

一、松平大和守様御家来桑原勇太夫様御勘定奉行御定府、 歓松魚節弐百疋ツ、切手進物、夫ゟ右御三人并豊嶋氏深川平清与歟申茶屋江御誘引、 并上田小膳司様 小川朋三郎様御元〆役被仰付、 種々御馳走被成候、 為御 御

駕ニ而送ル、御新宅様者、夜九ツ時過御帰、 御供仙太郎

財務担当者が対象で、 後述する守山藩・吉田藩などの家臣について、人事・動向の情報を収集していた。それは特に勝手方や勘定方という 桑原 · 上 田 ・小川という川越藩家臣三人の役替えに伴い、 伊勢屋は彼らと金銭面の交渉を行いながら、接待や贈答を繰り返しているでのある。 伊勢屋が祝いの品を届けている。 伊勢屋はこの川越藩や

勘定方の人事祝儀に、伊勢屋がそうした場所を利用していたことが判明する 敷まで送ったことが記されている。「平清」は、「八百善」とともに江戸で最も著名な高級料理茶屋であった。 また【史料9】によると、伊勢屋は豊嶋を加えた四人を茶屋「深川平清」に誘引し、 馳走の後、 駕籠に乗せて上屋 川越藩

方、 伊勢屋が川越藩側から饗応に招かれることもあった。慶応元年七月七日の「日記」 を掲示したい。

(史料10)

旦那様早朝御出宅、七夕之為御礼

松平大学頭様江御出、 御役所并御家来衆御廻勤、 四ツ半時頃御帰、 御供七五郎・下供源助

七夕之為御礼 渡辺様早朝御出宅

松平伊豆守様江御出、御役所并御家中衆御廻勤相済ス、

屋江金百疋、女中江金五拾疋、 松平大和守様江御出、 御役所并御家中衆御廻勤相済、 酌人両人江百五拾疋被下候、 例之通り、 七ツ時頃御帰 桐畑岩槻屋 二而御饗応之御馳走有之候、 御供專太郎

七夕にあたるこの日、 「旦那様」すなわち長兵衛は守山藩松平大学頭頼升の屋敷へ出向

た

克屋敷を回り、 同様に、 後見人の渡辺も伊勢屋を代表して、 桐畑岩槻屋」 で川越藩の家臣から饗応を受けたことがわかる。また、 呉服橋門内の吉田藩松平伊豆守信古屋敷と溜池の川越藩松平大和守直 岩槻屋と女中および 「酌人面

人」に礼金を渡し、「七ツ時頃」に戻ったとある。

岩槻屋もその一つであろうか。 溜池沿いの町人地である赤坂桐畑は、 高級料亭の建ち並ぶ地域で、

歌川広重

「江戸名所百景」にも描かれている。

「旦那様・渡辺様」両名が川越藩屋敷を訪れ、「例之通、 この饗応は「例之通り」と、恒例行事になっていたことが確認できる。「日記」によると、 桐畑岩槻屋ニ而御饗応之御馳走」を受けている。十一月二十 九月九日 の重陽節句に

日の寒中見舞も同様であった。

特に七夕と寒中見舞は岩槻屋での饗応が恒例化していたと考えられる。 伊勢屋は慶応二・三年も、季節ごとに川越藩の屋敷を訪問している。 その際には岩槻屋で饗応を受けることが多く、

溜池の川越藩屋敷は近くに立地している。そうした地理的な至便さに加え、 ただし、「日記」に岩槻屋の記事が出てくるのは、川越藩家臣と会う時のみに限られている。 財政面での協力を得ている伊勢屋を振る 赤坂桐畑の岩槻屋と

舞うのに適した料理茶屋であることも、 川越藩が岩槻屋を選定した理由であろう。

四 守山藩松平頼升

勝手向奉公

藩を特別な存在として接しており、季節の挨拶では優先的に訪問していた。 小日向三軒町とも近い。 陸奥守山藩松平家は水戸徳川家の分家で、当時の藩主は松平大学頭頼升であった。その上屋敷は大塚吹上にあり、 川越藩を「溜池」としたように、「日記」は守山藩を「吹上」と記している。 伊勢屋は守山

年分御合力米三拾三俵」を贈っている。 守山藩も伊勢屋を優遇し、 慶応元年十二月二十二日には 同二・三年も「例年之通」のこととして、十二月二十二日に合力米三十三俵 「時節柄、 米価格別高直之折柄」にもかかわらず、「当子

されていた。 また、 慶応三年一月二日には、 頼升自身の「御不例」(病気)により実現しなかったが、 年頭御礼の御目見が予定

を伊勢屋に届けている

を含んでいる。 この守山藩への伊勢屋の対応について、次に示す慶応三年三月十九日の 同月十二日、守山藩の勘定奉行が伊勢屋を訪れ、 内談が行われた。それを受け、 【史料11】 は非常に興味深く、 伊勢屋がまとめた 重要な内容

「書付」下書一通を書き写したものである。

(史料11)

口上覚

私儀、元祖以来御出入仕、不一ト形奉蒙 者不及申上、 仕法筋江御加江被成下候者、 過候得共、 二而、殊二私若年之身分不相替蒙 中右様代々厚キ蒙 亡父長兵衛、 此節御仕法向も被為 私ニ至迄、不奉存寄候次第冥加ニ余り難有仕合奉存候、 永々奉蒙 御沙汰候儀何卒一廉之御奉公相勤申度旨常々申聞有之、老祖母并母儀も呉々同様之心得 御厚恩度、 難有仕合奉存候、 在候哉ニ相伺、 此段奉願上候、以上、 御厚恩候儀、 御懇命候而已ならす、祖父昌兵衛儀、 右等数代奉蒙 幸之儀、少分ニ者御座候得共、 日夜難有奉存、 御懇命、 父之素意何様ニも申上度折柄、 然ル処、 家之儀、 父儀不計死失仕候得共 追々結構二被 子々孫々迄御奉公相勤候儀 金三百両献納仕度、 仰付、 類焼彼是打 何卒御 在生

木平長兵衛

月日

并母儀」も同様で、「若年之身分」である私も変わらない「御厚恩」に感謝している。そこで、「金三百両献納」 「私」も恩恵を蒙ってきた。急死した父は存命中、「一廉之御奉公」をしたいと常々語っていた。その思いは 長兵衛は守山藩に「元祖以来御出入」しており、「祖父昌兵衛」は「追々結構」なる扱いを受け、「亡父長兵衛」と

「御仕法筋江御加」いただくことを懇願する、という内容である。

られたのは万治二年(一六五九)五月十七日で、「草創人長兵衛」が小日向三軒町に家作を許された時期に相当する. 伊勢屋は代々、守山藩に出入りしてきた家柄であった。守山藩成立以前の家祖、松平頼元が大塚吹上に屋敷を与え

地理的な近さを契機として、その頃から両者の関係が始まったと見られる。 祖父や父に続き、現当主の長兵衛も若年ながら厚恩に報いるため、三百両を献金するとともに、

藩の勝手向

仕法に加わることを望んだのである。

三百両を「御領分内身元相応之者」へ貸し付け、利子を家臣への「永扶助金」にすることを伊勢屋に伝えている。 この二日後、「書付」は清書して守山藩へ提出された。そして三月二十四日の「日記」によると、 守山藩は献納金

一) 秘蔵の脇指拝領

守山藩の勝手方で奉公するという伊勢屋の願いは、【史料11】の二ヶ月前から実現の方向に進んでいた。

(史料12

、松平大学頭様御家来宇野小膳様外御両名ニ而、 家老衆・御用人・御目付・御勘定奉行・吟味役・御徒目付・組頭御証文方、并下役御廻勤 御屋形様江可罷出旨、 昨日御手紙二付、 御出被成候処、 其御筋より御用之儀御座候間、 御家老衆ゟ左之通被仰渡候ニ付、 今五ツ半時麻上下着用 為御礼御吹聴 御

江戸山の手の質屋伊勢屋長兵衛と幕府・大名

其方儀、 御勝手御用出精ニ付、 御勝手吟味役御取扱被 仰付旨被 仰出者也、

正月廿七日

御勝手御用出精二付、御勝手吟味役御取扱被 慶応三年一月二十七日に「麻上下着用」して吹上屋敷を来訪した長兵衛は、 仰付旨」が申し渡された。数え年十二歳と推定される長兵衛が、守山 守山藩の「御家老衆」から「其方儀

さらに、慶応三年五月四日には次のような記述がある。

藩の「御勝手(御勘定)吟味役御取扱」に任じられたのである。

【史料13】

一、松平大学頭様ゟ御用之儀有之間、 之通り被仰渡候、 御酒肴種々頂戴被仰下候、 四ツ時可罷出旨、 昨日御達二付、 且 一那様御出被成候処、 御用人衆烈席、 左

其方儀、 御勝手御用兼々厚相心得、此度多分之金子献納奇特之至、 則御仕法口江被指加、 御満足 思召

候、依之、 御勘定奉行御取扱被 仰付、 且別段 思召を以、 御伝来御秘蔵被成候白鞘 御脇差一腰被下

、脇指 備前国勝光・宗光両作

腰

置もの也、

但、身長弐尺九分程

銘備前国長船勝光・宗光作

備中於草壁作

文明十六年拾二月十三日

右為御吹聴、御重役衆始、御勝手方御役人衆中御廻勤

渡辺又四郎様江とし而、銀弐枚被下、此金壱両弐分、 御供七五郎・仙太郎

の「御勘定奉行御取扱」に任じ、特別に「御伝来御秘蔵」の「白鞘 '多分之金子」を献納したことは「奇特之至」で、藩主頼升も「御満足」に思われている。そこで、長兵衛を守山藩 吹上の守山藩屋敷に出向いた長兵衛は、 藩の用人衆が列席する中で、 御脇差」を与える、というのである。「渡辺又 申し渡しを受けた。「御勝手御用」に関して

四郎」にも金子が与えられているが、後見人の渡辺であろう。 拝領した脇指は文明十六年(一四八四) の長船勝光・宗光作とされ、 伊勢屋が守山藩から絶大な信頼を得ていたこ

とがわかる。

五 吉田藩松平信古

御館入

伊勢屋は三河吉田藩の松平(大河内)刑部大輔信古にも、 御目見の機会を得ている。

慶応元年十一月二十二日や翌年十二月四日の場合、その数日前に吉田藩家臣から御目見予定が告げられ、

呉服橋門内の屋敷に出向いている。いずれも寒中見舞の贈り物を持参したが、御目見自体は見送られた。

そして慶応三年一月四日、年頭御礼のため訪問した際には、「松平刑部太輔様江年頭之為御礼旦那様御出

例之通

御目見」と、御目見が実現した。「例之通」という表現からは、御目見の恒例化を読み取ることができよう。

通」に贈り、酒肴が振る舞われたが、その間の二十日に【史料14】のような興味深い記事が載せられている。 さらに同年六月十九日には、二十二日の御目見が予告された。結果として御目見はなく、 暑中見舞の菓子を 例之

江戸山の手の質屋伊勢屋長兵衛と幕府・大名

(岡崎)

吉田藩

の大嶋左源太を訪ね、提出した書付の写である。

【史料14

奉願覚

後見仕罷在候間、 伊勢屋長兵衛儀、 何卒右之者同様御館入被 先々代已来不相替御館入被 仰付、 仰付難有仕合奉存候、 御序之節御目見被 然ル処、右同人儀、 仰付被下置候様仕度、 当時幼年ニ付、 此段奉願上 私儀内 以

上

六月廿日

町年寄 喜多村又四郎印

吉田様 御役人衆中様

の件は別稿で述べたい。 書付の差出人は江戸町年寄の一人、喜多村又四郎である。 前述の後見人渡辺又四郎と同一人物かと思われるが、そ

そして、その長兵衛が「幼年」であることを理由に、 喜多村はまず、当代の伊勢屋長兵衛が「先々代」から変わらず吉田藩の「御館入」を命じられている謝意を述べる。 喜多村が「後見」をしているので、自分も「御館入」となり、

御目見」の許されることを懇願した。

関係を強固にしていったと考えられる。

である。 ここで注目されるのは、伊勢屋長兵衛が二代前から「御館入」の一人として、藩主の「御目見」が続いていたこと その思いは通じたようで、 前述の守山藩においても「祖父昌兵衛」の代から厚遇を受けており、六代目当主は伊勢屋と守山 同月二十七日の「日記」によると、 翌七月の 「御目見」が計画されていることがわかる。 ・吉田藩の

20

(二) 王子海老屋と浅草芝居

伊勢屋は吉田藩家臣にも饗応を行っていた。

問し、どこかへ「御誘引」したい旨を伝えている。その四日後の「日記」には、次のように記され 慶応三年二月二十四日、 長兵衛の後見役をつとめる「御新宅様」、すなわち渡辺又四郎が吉田藩の大嶋左源太を訪

(史料15)

は吉田藩家臣を振る舞うのに相応しい場所と認識していたのであろう。 人々にとって近郊の行楽地で、饗応場所に「海老亭」が選ばれている。葛飾北斎「画本東都遊」にも描かれる「海老 吉田藩の家臣三人が伊勢屋を訪ねた後、 、松平刑部太輔様御家来松尾五郎様・岩上寛司様・大嶋左源太様御入来、 隣接する「扇屋」とともに「即席会席御料理番付」に掲載されるなど、名高い料亭の一つであった。 樣御同道為御饗応、王子江御誘引、 「御新宅様」も同道し、王子へ向かった。 海老亭おいて御馳走相済、 御贈駕出候、 為御年玉金弐百疋至来、 お松様・酌人三代吉、 当時の王子は、江戸に暮らす 無程御新宅 入夜御帰 伊勢屋

二十八日の「日記」によると、伊勢屋の「御新造様御床ヶ御祝」として七人に赤飯が配られており、その一人に 御馳走」を行っている。これは以前から約諾していたことで、「酌人三代八」も「海老屋」に呼んでいた。 慶応元年十月十七日の「日記」によると、伊勢屋は浜松藩井上正直の家臣を王子へ誘引し、「海老屋ニ而御饗応之 末尾に記されている「お松様」は長兵衛の近しい親族と思われるが、「酌人三代吉」はどういう人物であろうか。 同年八月 踊

の家臣をもてなすために伊勢屋が招いたと考えられる。 おそらく「三代吉」も「三代八」も、 坂東流舞踊 の人物 (「三代春」も「日記」に登場する) で、 吉田藩や浜松藩

江戸山の手の質屋伊勢屋長兵衛と幕府・大名

(岡崎)

御師匠

三代八殿」と記されている。

長兵衛の母親か)の病後により、翌春に延期とされた(慶応二年前半の「日記」が現存しないので、実施は不明)。 藩と川越藩である。 もう一つ、興味深い動向を示したい。 慶応元年に関宿藩久世広文の家臣を招待することも計画されたが、伊勢屋の「御新造様」(当代 伊勢屋が大名の家臣を浅草の芝居へ招待したというもので、その相手は吉田

[史料16]

、松平刑部太輔様御家来松尾五郎様・岩上寛司様・大嶋左源太様・夏目政右衛門様芝居御誘引、 御隠居様・お松様・梅田老母、猿若江御出、夕刻御帰、 栄蔵江御新宅様御出、 御見物畢而、 於茶屋御酒肴御飯、酌人壱人相呼、舟二而御贈為土産壱分弐朱三厘笹折 御供瀧蔵・みち 弐丁目中菊屋

茶屋」に集っている。 栄蔵」の茶屋で酒と食事を振る舞った。伊勢屋からは「御隠居様」らも猿若町へ出向き、「酌人壱人」を呼んでいる。 れ、さらに伊勢屋の「御新造様」たちが加わるなど、双方の女性も見物している。饗応の場所は「澤瀉屋」であった。 川越藩の家臣に対しては、慶応二年十月二十一日に「猿若一丁目」へ誘引している。そこには家臣の娘や妻も含ま 右のように慶応三年三月十三日、 川越藩家臣の猿若町芝居誘引が行われた。この時は家臣五人と女性九人を招いており、「三丁目魚嶋与申 伊勢屋は吉田藩の家臣四人を芝居に誘引し、見物後に浅草猿若町「弐丁目中菊屋

伊勢屋はそこで吉田藩や川越藩の家臣を饗応していたのである。 猿若町 二一丁目 中菊」も「一丁目 澤瀉」も 三丁目 魚島」も、 主要な茶屋「三十三軒」に数えられており、

おわりに―旗本久世・山口・大久保-

本稿で明らかにしてきた伊勢屋長兵衛方の動向をまとめると、次の通りである。

利用され、 相手や目的に適する場所が選定された。また、この御用金は将軍家茂の「御進発」に伴うものであったが

①幕府からの多額の御用金賦課に対し、減額や延納を求め続けながら応じていた。それに関連する会合には茶屋が

家茂の急死によりその名目が失われると、一年ずつの分割による下げ戻しが行われたことが判明した。

あった。一方、季節の挨拶に出向いた際に、決まった場所で川越藩側から饗応を受けることも恒常化していた。

②伊勢屋は御用達をつとめる川越藩松平家に多額の金銭を用立てており、その家臣を料理茶屋で振る舞うことが

公を願い出ている。そして、勝手方に加わることが認められ、 ③守山藩松平家とは屋敷が近く、互いの家祖以来の付き合いを保ち続けており、幼年の当代長兵衛も先祖同様の奉 献金後に秘蔵の脇指を拝領するなど、 高い信頼を得る

地の王子や浅草芝居に誘引する事例が見られ、坂東流舞踊と思われる者を「酌人」として招くこともあった。 ④吉田藩松平家とは、先々代から「御館入」となっており、藩主への御目見も繰り返し行われていた。

存在となっていた。

以上、幕府と川越藩・守山藩・吉田藩を取り上げてきたが、伊勢屋はどのくらいの相手と付き合いを持っていたの

であろうか。「日記」から、そのおおよそを把握しておきたい。

名は一~五万石が多く、十万石以上は川越藩に限られる。旗本は二~五千石が大半を占める。伊勢屋は、こうしたク 注目すべき点は、季節の訪問挨拶である。【表1】に示したように、大名は十四家、 旗本は二十二家を数える。大

江戸山の手の質屋伊勢屋長兵衛と幕府・大名

【表1】 季節の挨拶の訪問先

]											
	訪問先 ※役職は慶応元年時	石声	屋敷地	年頭 .	미	端午	中	七夕	影量	寒中	用立・ 貸借
大名	松平大和守直克	武蔵川越17万石	赤坂溜池	0	0	0	0	0	0	0	かって
大名	松平伊豆守(刑部大輔)信古	三河吉田7万石	呉服橋門内	0	0	0	0	0	0	0	あり
大名	井上河内守正直	遠江浜松6万石	西丸下	0			0			0	94
大名	水野和泉守忠精 ※老中	出羽山形5万石	西丸下				0			0	かり
大名	内藤豊前守信民	越後村上5万石	永田馬場	0			0			0	940
大名	久世謙吉 (出雲守) 広文	下総関宿4万8000石	西丸下 (小日向に 下屋敷)	0			0			0	あり
大名	松平遠江守忠興	摂津尼崎4万5000石	鉄炮洲	0			0			0	あり
大名	松平大学頭頼升	陸奥守山2万石	小石川大塚吹上	0	0	0	0	0	0	0	940
大名	松平播磨守頼縄	常陸府中2万石	小石川大塚吹上	0							
大名	松平弾正忠(豊前守)正質 ※奏者番	上総大多喜2万石	駿河台 (小石川白 山に中屋敷)	0						0	あり
大名	遠藤但馬守胤城 ※講武所奉行	近江三上1万2000石	芝将監橋 (牛込若 宮に下屋敷)	0			0			0	ъ С
大名	本多下総守 (美作守) 忠寛	三河西端1万石	牛込神楽坂	0			0			0	94
大名	織田主水長易	大和芝村1万石	麻布白金台	0			0			0	あり
大名	本多肥後守忠隣	播磨山崎1万石	虎ノ門外	0			0			0	94
旗本	遠山安芸守景高	6531石	九段坂 (小日向台 町に抱屋敷)				0			0	あり

	0	0		芝愛宕下	2000俵	田村主馬 ※使番	旗本
			0	小石川大塚	1062石	田中松次郎 ※使番	旗本
940	0	0		牛込富士見馬場	1700石	斉藤治左衛門 ※書院番	旗本
940	0			麹町	1800石	天野民七郎 ※使番	旗本
			0	小石川大塚吹上	2400石	成瀬因幡守(土佐守)正直	旗本
96	0	0	0	神田橋外	2500石	山田十太夫(佐渡守)利行 ※目付	旗本
<i>de</i> 0	0	0	0	飯田町掘留	2500石	山口駿河守直毅 ※江戸南町奉行	旗本
940	0	0		高	2500石	跡部伊賀守(遠江守)良弼 ※留守居	旗本
96	0	0		本郷壱岐坂	2600石	大沢豊後守(筑前守)乗哲 ※側衆	旗本
940	0		0	表二番町	2700石	筒井武左衛門 ※歩兵差図役頭取	旗本
94	0	0	0	牛込逢坂	3000石	筑紫主殿	旗本
940	0	0	0	神田佐柄木町	3000石	金田貞之助正勝 ※先手鉄炮頭	旗本
	0			下谷箕輪	3000石	池田播磨守頼方 ※江戸北町奉行	旗本
940	0	0		三河台	3253石	伊沢美作守政達	旗本
940	0		0	牛込揚場	3500石	久世下野守広道 ※歩兵頭	旗本
940	0		0	飯田町二合半坂	4000石	秋元右近	旗本
	0	0	0	小石川門外	4260石	本多日向守助真 ※書院番頭	旗本
あり	0	0		芝愛宕下	5000石	水野主膳(式部) ※持筒頭	旗本
あり	0	0		湯島	5000石	藤堂乗之丞良連 ※先手弓頭	旗本
あり	0		0	小日向大日坂	5000石	久世斧三郎	旗本
あり	0	0	0	本所森下町	5000石	大久保主膳正忠恕	旗本

ラスを相手としていた質屋であった。

ていたということになる。そこでは、幕府の役職に就いていることが、貸借や付き合いの判断基準にはなっていない そして、その大名・旗本の大半は伊勢屋からの借金を抱えていた。伊勢屋の訪問先と金銭貸借関係者がほぼ ここまで幕府・大名との関係を述べてきたが、最後に旗本について三人の事例を取り上げる。

一人目は幕府の歩兵頭をつとめていた久世広道で、伊勢屋はその家臣を饗応していた。

近辺」に招いて馳走する予定だったからである。しかし、この時は先方が不都合のため、実現しなかった。 慶応元年八月二十六日、 伊勢屋後見人の渡辺が久世の屋敷を訪ねた。先に贈答品を受けた返礼として、その家臣を

[史料17]

屋江御同道、

御料理御馳走被成候

野守様御家来森範左衛門様・小原環様江御出、 渡辺様、 嶋田左内殿江御用金之儀ニ付御出被成候処、 過日御新宅様ゟ御肴料御至来之為御挨拶、 御留守中之趣二候二付、 尚御出可被成候筈、 牛込肴町梅の 夫ゟ 井与申茶 久世下

町梅の井与申茶屋」であった。 そして右のように、 渡辺は同年九月七日に再び訪問し、 久世は牛込揚場に屋敷を持っており、近辺の茶屋で接待したのである。 家臣二人に料理を振る舞っている。 その場所は、 「牛込肴

二人目の事例は、 他 0 店の借金を伊勢屋が立て替えたというものである。 大目付の山口直毅は、 伊勢屋六代目 この時

史料18

代から貸借関係を持っていた。

手之金子千両御貸渡候趣、 山口信濃守様御家来田口久右衛門様御入来、右者当三月中、新宿遊女屋ニ而亀屋与申方江当方貸名前 尤為証拠家地所株等迄書入取之、済方之義者同四月ゟ元金之内五拾両江利足相添

而者、 月々可相済筈御約定被成候処、初月より相滞、 已後入金候処無覚束御心痛之趣、 仍而為致済方候手段有之間敷哉之御問合二付、 御催促被成候得共、 唯々日延而已ニ而 円済方無御座、 尚篤与相談も可仕旨之御

答仕候

込みがなく山口自身も「御心痛」の状況にあり、 借金をしたが、最初から返済が滞り、 つまり、 慶応元年八月五日、 借金立て替えの依頼であるが、伊勢屋は「篤与相談」して回答すると応じている。 山口の家臣田口久右衛門が伊勢屋を訪れた。 催促されているという。これに対して、ただ日延べを願うのみで、 何か返済の方法はないだろうかと、伊勢屋 同年三月に新宿の遊女屋 へ相談に来たのである。 「亀屋」で一〇〇〇両

亀屋亀五郎」であること、その一○○○両以外にも返済できていない借金のあったことがわかる。 談 の結果、 伊勢屋が借金を請け負うことになった。同月二十二日の「日記」からは、 亀屋が 「内藤新宿仲町美濃

通」を理由に断るが、「達而御願」と懇願され、 年十月十七日、 家臣の田口は再び伊勢屋を訪ね、さらに三〇〇両の用立てを申し出た。 翌日に「御用弁」を承諾している。 伊勢屋は「時節柄不融

三人目は、伊勢屋が京土産などの贈呈を受けたという例である。

(史料19

、大久保主膳正様御家来岩崎八十一様、 不足位、至来ニ付、 を以同様ニ付、華中亭道八作急須箱入壱ツ、并名古屋扇上之方壱本、并京絵図平骨扇壱本至来、凡代三拾匁 木皿拾枚并ニ京絵図扇壱本・石摺扇子壱本至来、凡代百疋余位、久保健蔵様御出者無御座候へとも、 御酒御飯御肴出 此程京都表
の御帰府被成候趣ニ而 御出、 彼地より御持参り為御土産、

慶応三年十一月二十三日、 江戸に帰府した京都東町奉行大久保忠恕の家臣岩崎と久保が、伊勢屋に「木皿」や「京

江戸山の手の質屋伊勢屋長兵衛と幕府・大名

絵図扇」 などを 「御土産」として贈っていることがわかる。「華中亭道八」は京焼の窯元、 三代目高橋道八である。

伊勢屋が金銭用立てに関する大名・旗本からの依頼を断る場合もあった。

方、

慶応元年七月二十一日、下妻藩井上正兼の家臣が伊勢屋に来訪した。借金の申込みが目的であったが、 伊勢屋 は

新規之分」を一切受けていないと拒否している。その下妻藩に、伊勢屋は寒中見舞の訪問などをしていない 高松藩松平家に対しては、貸金をしているが、挨拶回りをしていないようである。その返金が滞るだけではなく、

延納を願う連絡もなかった。「日記」には「等閑」や「以之外」と記されており、 こうした状況の中で、伊勢屋は川越藩・守山藩・吉田藩と特に深い付き合いを持ち、多額の金銭を用立てし、 不信感や怒気が表れている。

これは伊勢屋にとっての優先順位であったと思われる。 は上巳・端午・七夕・重陽の節句にも挨拶に出向いている。 や誘引を繰り返していた。 他の大名や旗本には年頭御礼・暑中見舞・寒中見舞の際に訪問 その際は守山藩・吉田藩・川越藩という順序が基本で、 したのに対し、

守山 旗本との地縁関係がうかがえる が季節 藩の屋敷は、 0 挨拶訪問をした相手の屋敷地は小石川・ 伊勢屋と同じ「山の手」地域にあり、 牛込・ 両者の付き合いは長い。【表1】 飯田町あたりが多く、 小日向三軒町と距 からもわかるように、 離的 に近い 伊 大

が構築され始めた可能性がある。 小日 向 三軒 :町は江戸と川越を結ぶ川越街道沿いにあるので、そうした地域性を背景にして、 Ш 越藩との)関係

歳暮の祝儀品などを恒常的に拝領する七人の江戸町人が存在した。そこに伊勢屋長兵衛は含まれていない 人と見られる堤弥三郎が名を列ねている。 しかし、 吉田 藩 0 場 合 地域 的な観点で捉えることは難しい。 堤との縁故により、 伊勢屋は吉田藩へ出入りしたのかもしれ 同藩で作成された文政年間の 「覚書留 が、 によると、

なお、本稿で触れることのできなかった、新徴組への対応、 諸町人との関係、伊勢屋の奉公人や所持地の家守の動

注

向などについては、

別の機会に述べることとしたい

- (1) 金沢甚衛氏が戦前に収集した、個人コレクションの一部である。
- 伝馬町名主の馬込勘解由』(東京都歴史文化財団東京都江戸東京博物館、二○○九年)がある。 『南伝馬町名主高野家 一六年)として刊行されている。また、馬込家文書に関する研究成果として、東京都江戸東京博物館都市歴史研究室編 日記言上之控』(東京都、一九九四年)、『大日本古記録 斎藤月岑日記』 (岩波書店、
- 3 二〇〇六年) など。 吉田伸之『近世巨大都市の社会構造』(東京大学出版会、一九九一年)、賀川隆行『近世大名金融史の研究』 な江戸商人の姿を明らかにしている。 九九六年)、林玲子 一方、山室恭子『大江戸商い白書』(講談社、二〇一五年)は、三井家のような大商人ではなく、平均的 『江戸店の明け暮れ』(吉川弘文館、二〇〇三年)、西坂靖『三井越後屋奉公人の研究』 (東京大学出版会 (吉川弘文館、
- 4 行史料や、小林信也『江戸の民衆世界と近代化』(山川出版社、二〇〇二年)、高山慶子『江戸深川猟師町の成立と展開』(名 著刊行会、二○○七年)などの研究成果がある。 『重宝録』(東京都、二〇〇〇~二〇〇六年)、『鈴木三右衛門日記 幕末江戸町人の記録』(東京都、二〇〇八年)といった刊
- 5 「山の手」町人については、 大商人の肖像―場末の仲買 八年)、竹内誠「下町と山の手の地域性」(『江戸社会史の研究』、弘文堂、二〇一〇年、初出一九八三年)、岩淵令治 などを参照 西山松之助「山の手 高崎屋の成長―」(斎藤善之編『新しい近世史③市場と民間社会』、新人物往来社、 町人の生活」(『江戸の生活文化』、吉川弘文館、一九八三年、 初 一九九六 出 二九六
- 6 『文京区史』巻二(文京区役所、一九六八年)、国文学研究資料館所蔵「武州川越横田家文書」。伊勢屋と横田家の間で、 川越

江戸山の手の質屋伊勢屋長兵衛と幕府・大名

7 央公論社、 江戸の質屋に関する先行研究として、幸田成友『日本経済史研究』 近代の史的研究―』(早稲田大学出版部、 の醬油蔵の売買が行われた時期もあった(小松賢司『近世後期社会の構造と村請制』、校倉書房、二〇一四年)。 一九七二年)、鈴木亀二『近世質屋史談』(一九七二年)、渋谷隆一・鈴木亀二・石山昭次郎 一九八二年)、戸沢行夫「八品商としての質屋―江戸の"地域と商業 ―」(『史学](大岡山書店、一九二八年、『幸田成友著作集』 | 『日本の質屋―近世 中

(8) 『大日本地誌大系 御府内備考』三巻(雄山閣、一九五八年)。

五一巻四号、

一九八二年)がある。

- 9 にも、 遠山景澄編『京浜実業家名鑑』(京浜実業新報社、一九〇七年)。 「小日向三軒 木平長兵衛 (伊勢屋)」があげられている。 前揭注6 『日本の質屋』 所収の明治三十五年「質屋名簿」
- (10) 国立国会図書館所蔵「御用金納帳」。
- (11) 『日本庶民生活史料集成』十五巻(三一書房、一九七一年)。
- 12 内田魯庵 新編 思い出す人々』(岩波文庫、 一九九四年、初出一九二五年)。
- 13 百両を納めたことがわかる。 金上納帳」によると、「伊勢屋昌兵衛」が嘉永七年十月晦日に三百両、同年十二月二十日に五百両、 "武州川越横田家文書」の天保十二年における証文には、「伊勢屋長兵衛」と記されている。また、 翌八年三月二十九日に五 国立国会図書館所蔵 用
- $\widehat{14}$ 料篇(柏書房、 ·両替屋株帳」(国文学研究資料館所蔵「武蔵国江戸定両替屋二拾四番組文書」)。三井高維編 一九七一年)に翻刻されている。 『新稿両替年代記関鍵 卷一 資
- 15 石井良助・服藤弘司編『幕末御触書集成』四巻―三八五五 (岩波書店、一九九三年)。
- 16 月並出銭集・両替行事勤」(国文学研究資料館所蔵|武蔵国江戸定両替屋二拾四番組文書」)。
- 17 群馬県立文書館所蔵 られる(『幕末旗本の記録 「借用申金子之事」。また、安政七年における旗本山口直毅の日記に、「伊勢昌」との金銭貸借記事が見 山口直養・直毅日記』、東京都、二〇一〇年)。

- 18 日本銀行金融研究所貨幣博物館所蔵 になることが通達されている。 金吹町の播磨屋中井新右衛門は、 「御進発」に伴う「金壱万千両」を上納したが、慶応二年から十年間にわたり「下戻」 「銭幣館コレクション」の慶応二年における「(御進発に付御用金上納受取書)」による
- 19 鹿島萬兵衛『江戸の夕栄』(紅葉堂書房、一九二二年、のち中公文庫、二〇〇五年)。
- $\widehat{20}$ 慶応元年八月晦日、 八、岩波書店、二〇一一年)。 ていた。「亀の尾」の他に、今川橋「山のゑ」・通新石町「信楽」も寄合場所となっていた(『大日本古記録 ○○一年、のち『江戸の民衆世界と近代化』に所収)、同「天保改革以後の江戸の都市行政―諸色掛名主の活動を中心に―」 また、小林信也「天保改革と江戸の町名主―都市支配機構と天保改革―」(藤田覚編『幕藩制改革の展開』、 ンとしての役割を担う一面も持っていた」のである(平木浮世絵美術館『江戸の料理屋』、平木浮世絵財団、一九九九年)。 は、「飲食を提供する場としてだけではなく、貸座敷として大いに利用」されることもあり、その「空間は文人達の文化サロ 会」に利用された。「柏木」は名高い料理茶屋の一つで、歌川広重「江戸高名会亭尽」にも描かれている。こうした料理茶屋 《『関東近世史研究』五八号、二○○五年)によると、嘉永年間の町名主寄合が本町三丁目の水茶屋「亀の尾」で度々開かれ 霊巌島長崎町の町入用について銅子屋辰五郎らと相談した際には、「日本橋万町柏木与申茶亭」が「集 斎藤月岑日記. 山川出版社、二
- $\widehat{21}$ 「文久三年六月 松平氏家中分限帳」(『群馬県史』資料編一四 近世六、一九八六年)。
- $\widehat{22}$ 小笠原信夫「備前長船鍛冶右京亮勝光・左京進宗光の性格」(『MUSEUM』二三八号、一九七一年)によると、勝光と宗光 は兄弟にあたり、 「備前国住長船勝光宗光備中於草壁庄作 文明十八年十二月拾三日」の銘がある槍などが現存する。
- (23) 前掲注19に同じ。
- $\widehat{24}$ 豊城神社所蔵「吉田藩日記類」 一部は豊橋市教育委員会編 (豊橋市美術博物館所蔵写真帳を利用)。「覚書留」 『吉田藩江戸日記』として翻刻刊行されている。 は宝暦二年から文政十年までのものが現存